

国住マ第 60 号
平成 30 年 3 月 30 日

一般社団法人
日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局長



マンション標準管理規約（団地型）の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

先般、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の仕組みを本年度中に構築する」とされたことを踏まえ、複数棟のマンションにおいて、各棟の全てが 5 分の 4 以上の多数でマンション敷地売却決議を行うことにより、団地全体のマンション敷地売却を行うための手続き等を整備するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針が改正され、いずれも平成 30 年 3 月 30 日に公布・施行されました。

これを受け、団地管理組合等におけるマンション敷地売却の検討に係る費用の拠出を認めることを明確化すること等を旨としてマンション標準管理規約（団地型）及びマンション標準管理規約（団地型）コメントを改正いたしました（マンション標準管理規約（団地型）（別添 1）及びマンション標準管理規約（団地型）コメント（別添 2）参照）。

ついては、貴団体におかれては、今回の改正の趣旨をご理解の上、貴団体の事業の実施に当たり、マンションの管理規約に関係する者に対してマンション標準管理規約の周知方につき、特段のご配慮をお願いします。